

建築物エネルギー消費性能認定手数料
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条)

一戸建て住宅			共同住宅等				非住宅建築物				
床面積 の合計	認定に係る評価方法		床面積 の合計	認定に係る評価方法		床面積 の合計	認定に係る評価方法				
	登録住宅性能 評価機関等が 建築物エネルギー消費性能 基準に適合する と認められたもの 又は建設住宅性能評価書 により建築物エネルギー消費 性能基準に適合することが 確認できるもの	その他のもの		登録住宅性能 評価機関等が 建築物エネルギー消費性能 基準に適合する と認められたもの 又は建設住宅性能評価書 により建築物エネルギー消費 性能基準に適合することが 確認できるもの	その他のもの		登録住宅性能 評価機関等が 消費性能基準 に適合すると 認められたもの 又は適合判定通 知書等により 消費性能基準 に適合すること が確認できる もの	その他のもの			
		仕様基準等 によるもの			その他のもの			仕様基準等 によるもの	その他のもの	モデル建物法 によるもの	その他のもの
200㎡未満	5,600円	20,100円	39,100円	300㎡未満	11,000円	37,600円	78,700円	300㎡未満	11,000円	99,200円	259,000円
				300㎡以上 2,000㎡未満	23,100円	65,000円	131,200円	300㎡以上 1,000㎡未満	19,000円	126,300円	324,500円
								1,000㎡以上 2,000㎡未満	30,700円	166,200円	418,900円
200㎡以上	5,600円	21,600円	43,700円	2,000㎡以上 5,000㎡未満	51,300円	117,500円	223,300円	2,000㎡以上 5,000㎡未満	91,600円	269,000円	597,700円
				5,000㎡以上 10,000㎡未満	91,600円	177,600円	319,900円	5,000㎡以上 10,000㎡未満	144,900円	351,100円	736,200円
				10,000㎡以上 25,000㎡未満	147,200円	326,000円	629,700円	10,000㎡以上 25,000㎡未満	182,900円	421,900円	870,100円
				25,000㎡以上 50,000㎡未満	222,500円	551,300円	1,113,700円	25,000㎡以上 50,000㎡未満	228,600円	495,000円	992,600円
				50,000㎡以上	337,400円	966,800円	2,046,600円	50,000㎡以上	319,900円	641,100円	1,237,700円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。
- 2 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 4 「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。
- 5 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関
 - (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 6 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 建築物省エネ法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
- 7 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 8 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。
 - (1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準
 - (3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準
- 9 申請に係る建築物が複合建築物（非住宅部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物）の場合は、非住宅建築物に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じた金額に、一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じた金額を加算した額とする。
- 10 手数料詳細については東大阪市手数料条例第2条をご参照下さい。